

ドイツ民主共和国における新しい民法と民事訴訟法、 およびこの法分野についての学生の教育

ハインツ・ピュツシエル
中村英郎訳

一

一九七六年「ドイツ民主共和国の新しい民法典 (Zivilgesetzbuch, ZGB)」は、新民事訴訟法とともに施行された。この法典は、長年にわたる準備作業の後に出来上がったものであり、その準備に、私は多くの委員会の委員長として関与した。この法律により、ドイツ民主共和国における社会主義法体系は完成したのである。一九〇〇年の民法 (BGB) は、この時までなお効力をもっていたが失効し、その代りに、質的に新しい法規範、すなわち、一面においては社会の発展が到達した状態に即応し、

また他面においては、社会主義的な発展した社会をさらに構築するのに役立つような規範がそれにとって代った。

以下において、私は、新しい民法が旧民法とどのような点で違っているかを、いくらか詳細に述べることにしたい。勿論、一般的には、新民法は社会主義的に発展した社会の私法、そして社会主義的生産関係を基礎として成立する法規であるということができよう。しかし、それよりも、新民法には旧民法と具体的に著しく異なった一連のものがあるのであり、それが本来的に、ドイツ民主共和国の民法典における新しい点を正しくはつきりさせるのである。

まず第一に、法典による規制の対象が本質的に変わったということをおぼえなければならない。民法典は市民と機関——物質的かつ文化的財物とサービスをもって直接市民の世話をするため設けられた機関、たとえば、小売り業、サービス業、交通事業、貯蓄銀行、保険事業など——との関係を規律し、また市民相互の関係を、売元もしくは物の貸借というような法律関係に即して規律する。これとは反対に、旧民法は商品と貨幣の関係を規律することをもっぱら構想している。すなわち経済的諸企業間の法律関係を規制するのであり、それはドイツ民主共和国における現代の考え方によれば、「経済法」の法分野に属し、社会主義経済における契約制度に関する法律（契約法）により規律されるものである。

さらに法典は、——憲法に基づき、かつ社会主義社会における所有の構造に対応して——社会主義的所有権の包括的保護（全国家的所有もしくは国有財産、および共同体所有、社会的機関の所有というその三つの形式において）、およびそれを基礎とし、またそれから導かれる市民の個人的所有権をも規律する。国有財産不可侵の原則が存在する。市民の個人的所有権は労働所有権すなわち、社会に対する個人の労働により、能力原則により獲得された所有権の性質をもち、それは消費財、貯蓄（銀行預金および金融機関におけるその他の投資）および類似

の財産権から成り立っている。これら全ては、旧民法の著しく抽象的な所有権概念とは正反対に異なったものである。

法典の主要な部分として、市民の物質的文化的利益を充足するための諸契約がある。ここでは、供給業者が市民に対し充足しなければならない基本的な義務が明確に示されている。市民は、供給関係の形成に際し、その協同権を、商業機関（H O）の顧問団、消費共同体の売場委員会において、あるいは類似の方法でそれに参加するという仕方で行使する。以前の、旧民法売元における、一方では担保、他方では保証という二元的な規制は克服された。今日では、民法に保証についての統一的な規定が存在する。民法が法典のこの部分に規定している契約類型の中には、売元契約、住居の賃貸、請負契約といったよく知られている類型のほか、はじめて民法に規定された多くの契約、たとえば旅行業者と市民の間の旅行と休養の給付に関する契約、あるいは市民間の相互援護に関する契約などがある。

旧民法に対し、新民法における全く新しい基本的な考え方は、損害の防止と予防の原則である。ドイツ民主共和国の新しい民法は、損害が発生し、または民法上の結果を伴ったところの法律違反が生じた後はじめて機能するという意味での紛争法ではない。それよりも、法典は、損害の予防と権利侵害の防止という線で市民の在り方を方向づけている。これはしかし、損

害の防止について、それぞれの創意と活動を一般的に呼びかけるといふ形式で規定されているだけではない。法律は損害防止の救助行為をした者に、——報酬およびその積極的な行為に対する表彰として——彼がそれによって受けた損害の補償を求める請求権を認めた。賠償義務者は、救助者の行為により利益をうけた者であり、賠償が得られないという万一の場合には、ドイツ民主共和国の国家保険がある。

新民法の、旧民法に対する基本的なその他の特色は、損害賠償法を統一した点にある。以前は債務不履行による損害賠償請求は、それ以外の損害賠償請求（いわゆる不法行為に基づく損害賠償請求）と厳格に分けられていた。いまや債務不履行による請求とそれ以外の請求の要件は統一されている。民法の契約法は、損害賠償についての契約上の請求を認める全ての箇所において、特別の損害賠償要件を規定する三三〇条以下を準用している。この規定は契約法と不法行為法につき統一的に効力をもつ。

強調されて然るべきものは、民法の新しい損害賠償法における被害者の利益のための立証責任の転換である。旧民法においては、八二三条により、損害を引き起こした者が故意または過失をもって（その責任で）行為したということにつき、被害者が立証責任を負っていた。いまやそれは加害者のものとされ、

彼は、損害を発生させたにも拘わらず、それは故意・過失（責任性）なくしてなされたということを主張し、かつ必要があればそれを立証しなければならないことになった。このことは、裁判所での訴訟手続において、事実関係を充分に解明することができず、そこで裁判所が立証責任のそれぞれの分配法則に従って裁判しなければならぬとき、重要な意味をもっている。

旧民法に対し、特別に変わった新しい種類のものは、民法四六条の定めている一般的な業務条項公布の要求である。そこでは、民法の定めている市民の権利が、そのような一般的な条項（例えば洗濯屋あるいは自動車修理業の業務遂行に関する条項）によって再び弱められあるいは否定されるという危険が生じる。そこで予じめこのような契約条項成立の過程において、その合法性につき特別のコントロールが行なわれる。民法は、この一般条項は法規範の形式においてのみ発布されると定めている。条項は、例えば当該事項担当大臣の命令の形式で発布され、かつそれ以外に法務大臣の同意が必要である。この同意が与えられない間は、この種の条項に法規範性は生じない。すなわちこの条項は契約内容として考慮されない。

旧民法に対し、新民法の本質的に新しい点は以上のようなものばかりではなく、損害賠償請求において、一方では企業その他の法人と、他方では市民との間に差別を認めたことである。

法人と市民がそれぞれ損害を生じさせたという二つの場合に、法律はある程度、それぞれが故意または過失により損害を生じさせたということを推定している。しかし、責任を解除する証拠を出すことによって実体的責任を免かれることは、法人の方が市民よりも難かしい。市民は、彼がその責任において（故意または過失により）行為したのではないという証拠を提出することにより、実体的責任から解除される。法人の場合はこれに反して、その責任から免かれるためには、法人が、社会主義的生産関係を損害の防止のため提供できる可能性を充分利用することにつき、できる限りの努力をしたということ、すなわちこの可能性を利用し尽くしたにも拘わらず損害の発生を避けられなかった、ということを立てなければならぬ。これはしかし、概して、非常に困難である。

ドイツ民主共和国の新しい民法は、法人の従業員の、被害者に対する無責任性の原則を導入した。旧民法によれば、雇傭関係にある法人の従業員により損害が引き起された場合、被害者に対し法人と従業員とが併行して責任を負っていた（旧民法八二三・八三一条）。それに対し、新民法三三二条によれば、その職務の遂行に際し損害を発生させた従業員の実体的責任は、一般的に問題とされない。その代りに、つねに企業が——前述した法人の実体的責任に関する条件に従い——責任を負う。このこ

との深い原因はドイツ民主共和国の新しい労働法にある。労働法は、就業者が過失によって行為した場合の企業に対する労働法上の実体的責任につき、月給の額までの損害賠償義務を予定している。この労働法上の保護規定は、もし、従業員がそのほか被害をうけた第三者に対し、民法上の観点から無制限の責任を負うとすれば、実際上効果のないものとなるであろう。新しい民法は、つまりこの重要な点においても新しい労働法と調和がとれているのである。企業（法人）は、場合によっては労働法上従業員に対し償還を求めることができる。しかし、外部に対し、被害をうけた第三者に対しては企業だけが責任を負う。

法人と市民の上述した要件による一般的な損害賠償義務とならんで、ドイツ民主共和国の新しい民法は、客観的賠償責任について法の統一を行なった。以前は、客観的賠償責任を定める重要な法規は、旧民法のそと、すなわち、例えば、鉄道事業における損害に関する旧帝国債務法あるいは航空法などに規定されていた。新民法はこれとは反対に、より高い危険の原因につき実体的な責任の統一した構成要件を規定した。これにはとりわけ交通機関も入るのであり、その際、あるいは存在するかも知れない主観的な悪意ないし責任性を考慮しない。この客観的賠償責任は、損害が不可避の事故により生じた場合には問題とされない。しかし航空機の運航に際して生じた損害の場合には、

それが不可避の事故、例えば全く予見できなかった突然の嵐によって生じた場合にも、航空機保有者の責任は免れない。

新しい民法は、旧民法に対し民事法関係の著しい簡素化と明確化を、時効期間の統一と簡素化によってもたらした。旧民法が認めていた三〇年という一般の時効期間はいまや存在しない。契約上の請求についての通常の時効期間は二年である。契約関係上の損害賠償請求、ならびに契約外の責任は四年で時効となる。裁判上、判決によって確定した請求は一〇年で時効である。これは同時にもっとも長い時効期間である。

新民法は、また身体傷害における被害者の法律上の地位の改善についても特別な考慮を払っている。被害者の損害賠償請求は、ここでは物的な損害のほか、治療のため必要な費用を含み、また彼が身体障害の結果もはや社会生活に参加できなくなり、またはそれが制限されたことについての適切な補償（例えばテレビの支給ないしはそれに必要な金額の支払）の請求を含んでいる。それ以外に、さらに被害者が身体障害により、長期間もしくは著しくその健康な生活を損なわれたことに對する金銭の補償請求もある（これは以前「慰籍料」と呼ばれていた）。

新しい民法における被害者のより強い保護は、善意者保護の広い範囲での廃止によってもたらされている。旧民法は動産の取得につき、広く善意者保護を取得者の利益のため、九二九

条以下の規定により認めていた。もし所有者がその物を自由な意思に基づき——例えば貸し出しにより——その手から与えたものであり、かつ取得者が善意であったというような場合がそれである。民法の新しい規定によれば、善意取得は金銭および無記名証券のほか、なお小売り商から取得した物についてだけ生じるのである。その他の全ての場合においては、本当の所有者が所有権をもっている。すなわち、所有者が紛失したとか、その他の方法でその手から離れたという動産についてだけではなく、全ての物についてである。

旧民法に対し特に新しいものは、新民法における総合的な人格権の保護である。新民法は七条により人格権尊重の広汎な原則を設けた。それによれば各市民は、その人格権、特にその名誉、声望、人物像（いわゆる肖像権）、著作権および他の同様な創造的活動から生じる権利——その中には演奏家およびその他同種の権利保有者（訳者注、例えば歌手）の活動保護権が含まれる——が尊重されるべきことについて権利をもっている。彼の権利を侵害した者に対しては多数の防禦権がある。そしてそれは、将来の権利侵害に関する不作為請求、あるいは公的な訂正による法律状態の回復請求のように、責任性の有無を考慮することなく認められる。人格権侵害において損害賠償請求は、権利侵害により物的損害が被害者に生じた場合にのみ認め

られる。人格権侵害そのものだけで、つまりこの侵害により生じた非物質的損害については、上述した健康を害した場合を除いて、ドイツ民主共和国では損害賠償請求は成立しない。

総括すると、ここに要約して述べた新しい規定によって、新民法は社会主義的市民法の基本的な法典として、著しく簡素化され、なかならず市民にわかりやすく、かつよりよく概観できるようになったということができる。この法典を作ることは、ドイツ社会主義統一党が立法作業の最後の段階に出発の合図を出したとき、当時の第八回党大会が設定した特別の政策目標の一つであった。われわれが過去六年間、新しい法典につき実務においてえた経験、そしてまた多数の外国の専門家の評判は、われわれがこの法典により、ドイツ民主共和国において、その設定した目標に著しく接近したことを示している。

二

民法典と同様、新しい民事訴訟法は、民事訴訟手続の簡素なそして各市民によく概観できる形式を心がけた。民事訴訟法は、同じく長年にわたる学問的準備作業と裁判所における経験、とくにドイツ民主共和国の最上級裁判所の判決をその基礎としている。以下においては、新しい民事訴訟法の旧民事訴訟法に対し新しい点を要約しよう。

基本的な相違は、一般的には裁判所の地位に、そして特別には訴訟当事者に対する関係にある。裁判所は各紛争事件において、紛争資料につき真実を探知し、それを基礎として迅速な手続において法律に即した判決を言渡すことを任務としている。裁判所は、いわゆる「形式的真実」をもって満足してはならず、客観的真実を探究しなければならない。その故に裁判所は職権によりあらゆる証拠資料を用いることができる。すなわち、例えば証人を訴訟当事者の申立に基づいてばかりではなく、職権によってもまた訊問することができる。訴訟手続は、しかしそれにも拘わらず、訴訟当事者にとって必要な権利保護を可能な限り素早い判決によってはかるために停滞なく進行されなければならない。真実の探究と手続の迅速な実施は互に妨げてはならず、かえって互に補充しなければならない。裁判所はそれだから、当事者に対し適切な指示により妥当な申立をなすよう示唆し、彼らを釈明義務の範囲内で、その訴訟上の権利の責任ある主張と訴訟上の義務の履行につき援助する、という任務をもっている。

右のほか、旧民事訴訟法に対して非常に重要な差異は、訴訟事件の解明において当事者の固有の責任および固有の主体性が高められたという点にある。すでに民法典において、市民と法人は裁判所に訴を起す前に、法的紛争を自己の責任において

除去するため可能な全ての方法を試みることを義務づけられている。民法一六条により、すでに裁判手続の開始前にはたらいっているこの規範は、同様にして開始された手続の中においても考慮されなければならない。裁判所は、手続が如何なる状態にあっても、訴訟当事者間に合意の成立する可能性があるかを審査し、なお場合によっては、合意の提案をすることを義務づけられている。合意はまた、原告による訴の取下げ、あるいは請求の認諾によっても示される。訴訟当事者があわてて誤った決意をした場合のため、当事者は、二週間の間、合意を撤回できる機会をもっている（当事者は合意の締結に際して撤回を放棄することもできる）。

ドイツ民主共和国の新しい民事訴訟法は、特に、市民の裁判所利用の機会を拡張した点で優れている。第一審裁判所は地区裁判所（Kreisgericht）である（ただ例外の場合、すなわち事件に社会的重要性が認められる場合にのみ、地方裁判所（Bezirksgericht）が、所長の申立により第一審裁判所として審理し裁判する）。第一審において敗訴した者には地方裁判所への控訴が認められる。そこでは終局的に確定した判決が言渡される。控訴はいかなる場合にも可能であり、控訴申立額は一定の額と結びつけられてはいない。控訴は、不服申立のなされる判決を言渡した第一審の裁判所に申し立てられる。弁護士強制

は、ドイツ民主共和国では廃止されたので、控訴の提起については弁護士は必要でない。訴訟費用予納義務の廃止も、この規則の行なわれる損害賠償請求訴訟において、原告に裁判所の利用を容易ならしめている。

特別に重要なのは、手続の集中についての民事訴訟法の要求である。裁判所には、第一回の口頭弁論期日の準備をなすに当り、第一回期日に事件の事実関係が解明され、可能ならば——無条件にということではないが——訴訟が早くもこの期日に終了できるようにするため、訴訟経済上認められるすべての処置をとることが義務づけられている。ある訴訟要件が欠けており、その欠陥が補正できないという場合、訴は決定によって不適法として却下される、訴が明らかに理由のないものであるとき、それは同様にして口頭弁論の期日を開くことなく決定により理由なしとして却下される。

新しい民事訴訟法は手続の口頭主義を以前よりもはるかに強化している。第一審裁判所は、裁判長としての一人の職業裁判官と陪席としての二人の俗人裁判官（参審員）により、第二審裁判所は、三人の職業裁判官によって構成されているが、裁判所は口頭弁論を行ない、手続において事実関係が活発な陳述と反対陳述によって提示され解明されるように準備しなければならない。ただ例外の場合にだけ、両当事者の了解の下に書面

手続により判決をすることができる。裁判所における実務では、一方もしくは双方の当事者が弁護士により代理されている場合、通常、訴訟当事者自身の出頭が命令される。

新しい民事訴訟法には、欠席手続に関する新たな規定が、当事者欠席の場合にも実際の事実関係に則した判決を可能ならしめるという目標をもって設けられた。これまでの旧民事訴訟法の欠席判決は廃止された。一方当事者（原告もしくは被告）の欠席に際しては、裁判所は、手続をその状況の下で可能な範囲で進行させることを義務づけられている。もしその際裁判が下されたとすれば、それが一方当事者の最初の欠席に際してなされたものであれば、通常、判決ではなく、かえって訴訟進行上の処置、例えば証拠提出命令である。もしこのような手続において判決がなされた場合、欠席した当事者は——上述した控訴額制限廃止の結果——いかなる場合にも、その利益を控訴の提起により守ることができる。控訴期間の一般的な短縮、——それは欠席手続以外でも同じであるが——それにより、この場合においても、全ての訴訟関係者につき訴訟の終局的な結果が速やかに明確になるのである。

なお、以前の法律状態との関係において注目すべきものは、新しい民事訴訟法における督促手続の簡素化である。裁判所の支払要求 (gerichtliche Zahlungsaufforderung) 発布の申し

は、この手続においては、それがおそらくは争われないであろう支払物件に関するものであるとき、すなわち、被申立人がこれまで当該請求に反対していない場合にのみ認められた。そうでない場合にはこの申立は拒否され、申立人は通常の訴によることを指示された。裁判所の支払要求発布の手続においては——以前の支払手続とは反対に——ただ一つの裁判所の裁判、つまり支払要求そのものが発せられる。被申立人がそれに対し異議を申立てたとき、その手続は第一審裁判所、すなわち地区裁判所における通常の訴訟手続において続行される。被申立人が異議を申立てなかったとき、裁判所の支払要求は確定する。

新しい民事訴訟法は、これまで存在した破棄手続 (Kassationsverfahren) の可能性を継受した。通常、この手続は、訴訟手続において判決または決定により終局裁判が下され、かつこの裁判が確定した後に行なわれる。法律に著しく違反した確定裁判があるとき、それはドイツ民主共和国の最上級裁判所もしくは地方裁判所における破棄手続で審査され、なお場合によっては破棄され、かつそれに引き続く手続において、——破棄裁判所自身において、もしくは確定した裁判を下した審級裁判所の手続において、——正しい裁判によってかえられる。民事訴訟法における破棄手続の実施の申立は、しかし確定後一年の期間内に限り許されるので、この期間経過後は、確定した裁

判はいかなる場合にも効力をもつ。確定した裁判を審査しかつ破棄することを目指す破棄手続は、社会的な利益がある場合にのみ行なわれる。

新しい民事訴訟法は、裁判所に、その下した裁判が実現されることを確実なものとする義務を課している。裁判所は、判決手続において認めた請求が、後に履行されることを考慮しておかなければならない。実体私法におけるのと同じく、ここでもこの請求が實際上満足されることが問題である。その故にこの請求の実現の可能性は、裁判所の判決の言渡しとの関係において重要な役割を果たしている。裁判所はもし必要であれば、その判決において、原告に受認を期待できる範囲内で、支払を求めるられた被告に一定の支払期間およびその他の支払方式を定めることができる。仮処分命令の手続に関しては、それは以前の仮処分および仮差押の手続に対して著しく簡素化されており、進行中の請求手続においても、また本案手続以外においても、つまり訴提起による請求開始前においても申立人の権利は保全されるようになっていいる。実務においては、まず仮処分命令によって始まった民事事件では、非常に多くの場合当事者間に合意が成立し、この事件については、その後、本案訴訟についての訴の提起を不用のものとしている。

そのほか強調されなければならないのは、強制執行手続、す

なわち確定した裁判の強制執行に関する手続についての新民事訴訟法の新しい規定である。裁判所の裁判の仮執行、すなわち裁判確定前の執行の可能性はもはや存在しない。以前の二つの執行機関、すなわち一方においては執行官、また他方においては、地区裁判所の書記官というその代りに、いまや地区裁判所における書記官というかたちで、統一した執行機関が設けられ、そこで全ての執行事件が処理されるようになった。支払事件における裁判所の判決執行の主たる方法は、賃金の差押え手続であり、それは支払義務者が労働契約関係において働らいていた企業においてなされる。これについては、民事訴訟手続を開始するに際し、すでに訴状を作成する段階で訴訟当事者、ことに被告の表示につき勤務先を合わせてに記載しなければならぬとすることが役立っている。強制執行のこの主たる方法に対し、債務者の住居で物を差押えることは、裁判所実務では後退した。このことはしかし、物の差押えが重要でなくなったということではない。労働賃金差押えとの関係において、それはただ補充的性格なものとなっている。

三

ドイツ民主共和国における新しい民法と民事訴訟法、およびこの法分野についての学生の教育

る。それは学生が第一学年において獲得した哲学、政治、経済、社会主義的国家および法の理論の知識とその能力の上に形成される。民法と民事訴訟法の教育は統一した課題として理解され、三学年にわたって行なわれるので、この教育は将来の法曹の人格、すなわち将来の裁判官、検察官、弁護士等としての研究態度、職業気質の形成につき極めて重要な要因の一つをなしている。一九八二年九月一日より施行されている最も新しい詳細に決められた学習プランによると、この教育は、ベルリンのフンボルト大学で実施されているように、以下に述べる主要段階により行なわれる。

すなわち、第二学年において三学期間にわたり民法の基礎教育が始まる。大学の講義はこの法分野の対象と課題を扱う民法入門をもって始まり、かつ社会主義法の他の分野との関係におよぶ。その後、市民と法人の民法上の地位についての一般的な問題、所有権法および債権法の一般的問題が講義において取り扱われる。講義のほか学生は週二時間のゼミナールに参加し、授業の教材を、多くの場合より細部にわたった事件を使用してくり返し、また詳細に研究する。ゼミナールはその後、第四学期になると実体私法の前述した問題についての最初の演習に移行する。基礎教育は民法の中間試験により終了する。この試験は全ての学生が受けなければならないものであり、また少な

くとも四点の成績をもってこの試験に合格することがその後さらに勉学を続けるための要件となっている。

実体私法の講義の終了は民事訴訟法の講義と結びついており、第三学年における学生の教育を特徴づけている。学生はこの時点においてまだ裁判実務の経験がないので、民事訴訟法の学習には特別の考慮が払われている。そのため民事訴訟法の講義は民事訴訟法のゼミナールと結んでいる。ゼミナールで学生は、民事事件裁判官としての自己の経験により、詳細に裁判所の実務を知っている大学教員によって、学習についての集中した指導をうけ、かつ彼らの理論的知識を適用する最初の機会をもつ。それと併行して、講義のほか、民法の債権法各論と相続法が論議される。実体私法の演習、——ここでは学生は裁判実務における複雑な事件を用いてその能力を試し、かつさらに発展させる機会をもつ。相続法の講義に引き続き、公証手続法の講義がなされ、その間、学生は国営公証人役場の課題と事務処理の方法を理解せしめられる。教育の頂点は司法機関での学生の実務修習である。それは第三学年の終りに十二週間にわたって行なわれるのであり、捜査機関および地区裁判所の刑事部における五週間の刑事事件の修習をもって始まる。学生が実務修習をする地区裁判所には、多くても五名までの学生が割り当てられ、それによって徹底的な実務教育が保証されている。残りの七週

間の中、民事事件と家庭事件につきそれぞれ三週間、労働事件につき一週間、学生は地区裁判所で修習する。学生はこの法分野では口頭弁論に参加し、練習のため裁判所の裁判——それには証拠命令や判決、また訴訟指揮命令などがある——を起草する。また学生は裁判所の相談窓口、事件受付窓口で補佐をする。彼等は裁判所のすべての活動分野でこの修習科目に参加し、最後に、彼らが修習裁判所で口頭および書面で示した成績について特別の評価をうける。学生の口頭による成績は特に重要視されるものであるが、それには裁判所における弁論の準備に際し、訴訟記録からの演述が含まれている。

民法および民事訴訟法の教育は第四学年で終了する。ここで授業は、学生が司法実務修習においてえた経験およびその成果と結んでいる。すでに第三学生の終り頃、しかしまだ実務修習の始まる前に、演習が始まる、この演習は実体私法と民事訴訟法とを関連して考察し、かつこの二つの法をこのため選ばれた裁判実務例につき適用することを、特にその目的とするものである。学生は、ここでは訴状、決定そして判決をまとめ上げ、そしてまた自ら裁判演習記録を作成する。この演習は、学生の修習のためには特に教育効果のあるものであるが、第四学年においても強化され継続される。そのほか、民法および民事訴訟法の特別の講義が行なわれる。例えばその分野で指導的な活動

をしている実務家による、保険法あるいは鉄道運送法に関する講義などがそれである。著作権法の講義も同じく第四学生に行て行なわれるが、それは学生の民法法教育を補充するものである。学生がこの科目について書面で提出した試験の成績は、民法の総合成績の中に算入される。

民法および民事訴訟法の主たる試験は、第四学年の終りに行なわれる。それは口頭による試験である。この試験を受ける前提要件は一定の数の書面による答案(宿題、年間課題および筆記試験の答案)を提出し、かつそれが合格したということである。試験は四名の学生のグループごとに、大学の教員(教授あるいは講師)が議長となり、研究員(上級助手または助手)が陪席をつとめる試験委員会において行なわれる。試験はおよそ一時間にわた行なわれ、学生達が充分法理論的知識をもっているか、また彼等が法律実務における紛争を社会的関係において処理することができるか、また彼らの知識と能力から、法律鑑定もしくは裁判所の裁判における法の適用に際し、正しい結果を引き出すことができるかどうかを試験する。

〔記者あとがき〕

昭和五七年一月一九日、ドイツ民主共和国ベルリン・フンボルト大学のハインツ・ピュッシュェル教授(Prof. Heinz Püschel)

は、早稲田大学比較法研究所において、「東ドイツの民法と民事訴訟法」と題して講演を行なわれた。本稿は、その際、教授が講演の草稿として用いられたものの翻訳である。草稿の原題名は *Das neue Zivilrecht und Zivilprozessrecht der Deutsche Demokratischen Republik und die Ausbildung der Studenten auf diesem Gebiet.* となっている。講演では時間の関係上、本訳稿三の部分は省略された。なお、一の部分は、教授が立命館大学において行なわれた講演の内容とほぼ同一である（これについては木棚照一教授の翻訳がある。木棚訳・ビュッシェル・東ドイツの新民法に関する若干の基本問題について、民商法八七巻六号一五二頁以下）。